

青森大学社会連携委員会規程

(目的・設置)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）学則第1条において本大学の目的として、教育研究、人材育成を通じて、地域社会の向上に資することが掲げられていることに鑑み、本学における地域貢献に関することを審議するため、社会連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域社会と連携して行う教育研究に関する事。
- (2) 産学官連携その他地域の団体、企業等と連携して行う教育研究に関する事。
- (3) 高大連携その他高等学校等と連携して行う教育研究に関する事。
- (4) オープンカレッジ、生涯学習講座その他生涯学習活動に関する事。
- (5) 図書館その他大学施設の開放に関する事。
- (6) 社会人特別入試、科目等履修生の受入れその他社会人の受入れに関する事。
- (7) 附属総合研究所が行う地域貢献に資する研究等に関する事。
- (8) 第7条に基づき設置する社会連携センターに関する事。
- (9) その他本学における地域貢献のための活動に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 各学部長及び各キャンパス長
- (5) 社会連携センター長・社会連携副センター長
- (6) 経営戦略局長及び各キャンパス事務局長
- (7) 各学部から学長が指名する2名以内の教員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、社会連携センター長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(社会連携センター)

第7条 委員会の目的を円滑かつ適切に達成するため、青森大学に社会連携センターを設置する。

2 社会連携センターは、次の業務を行う。

(1) 青森大学における地域貢献のための活動についての総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 青森大学における地域貢献のための活動についての内外からの相談、問合せ等に応じ、助言し支援すること。

3 社会連携センターに、学長の指名により、センター長及びセンター員若干名を置く。

(事務)

第8条 委員会及び社会連携センターの事務は、経営戦略局が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

青森大学地域貢献委員会規程は廃止する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月2日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。